

救命艇操練の代替手段に関する事項

改正規則等

鋼船規則 P 編

鋼船規則検査要領 P 編

改正事項

救命艇操練の代替手段に関する事項

改正理由

海底資源掘削船に関する国際基準である MODU コード第 14.23 規則の救命艇操練に関する規定において、救命艇の操練は、自由降下式救命艇を除き、少なくとも 1 艇について、救命艇エンジンの始動及び救命艇の降下を実施するとともに、可能な限り 3 か月に 1 回は担当者が乗船して進水及び操船しなければならない旨規定されており、本会も既に規則に取り入れている。

しかしながら、海底資源掘削船が操船される海域では、長期間、強風等の厳しい海象条件にさらされることもあり、上記の 3 か月に 1 回の進水及び操船の実施が乗組員に危険をもたらす場合もあることから、IMO において、当該規定に代わる代替手段に関する議論が行われていた。

この程、2014 年 9 月に開催された IMO 第 94 回海上安全委員会（MSC94）において、救命艇の保守点検等の実施方法及び担当者の訓練方法等を規定する救命艇操練の代替手段に関するガイドラインが承認され、MSC.1/Circ.1486 として回章されている。併せて、救命艇操練の代替手段として、当該サーキュラーに従った手段又は主管庁が認める手段のいずれかの実施を認める MODU コードの一部改正が、決議 MSC.387(94)として採択された。

今般、決議 MSC.387(94)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 救命艇操練の代替手段を実施する船舶においては、代替手段に関する実施要領を通常時用のオペレーションマニュアルに含めるよう改めた。
- (2) 救命艇操練に関し、3 カ月に 1 回の進水及び操船の実施に代えて、MSC.1/Circ.1486 に従った手段又は主管庁が認めるその他同等の手段を実施してもよい旨改めた。